

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

KDD I 株式会社

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

総務大臣 殿

2023年6月30日提出

会 社 名 K D D I 株 式 会 社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 CEO 高橋 誠

本店の所在の場所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

電話番号 (03) 3347-0077

連絡者 執行役員経営管理本部長 明田 健司

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所 在 地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

名 称 飯田橋事業所

目 次

	頁
第一部 概要紹介	1
1 報告書の目的	2
2 根拠法令等	2
3 会計処理の基準	2
(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連	2
(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の 接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）	2
4 接続会計財務諸表の構成	3
(1) 貸借対照表	3
(2) 損益計算書	3
(3) 個別注記表	3
(4) 役務別固定資産帰属明細表	3
(5) 移動電気通信役務収支表	3
5 計算結果証明報告の紹介	4
6 第3条第1項ただし書の許可事項	4
第二部 計算結果証明報告	5
1 責任範囲	6
2 証明の基準	6
3 計算結果証明	6
第三部 接続会計財務諸表	9
1 貸借対照表	10
2 損益計算書	12
3 個別注記表	13
4 役務別固定資産帰属明細表	26
5 移動電気通信役務収支表	27
第四部 参考情報	29
1 配賦整理書の紹介及び入手方法	30
2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して 取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額	30
3 特に重要な費用の配賦基準の説明	30
4 用語解説	30
5 その他	31

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

【参考】

■事業法第 34 条第 6 項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法
（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「二種接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

また、財務会計においては発生しない移動電気通信役務と移動電気通信役務以外の電気通信役務との取引については、振替によって整理を行っております。

(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

4 接続会計財務諸表の構成

(1) 貸借対照表

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(2) 損益計算書

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(3) 個別注記表

二種接続会計規則第5条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

(4) 役務別固定資産帰属明細表

取得価額

役務の種類毎に整理した設備区分別の取得価額を記載しております。

減価償却累計額

役務の種類毎に整理した設備区分別の減価償却累計額を記載しております。

帳簿価額

役務の種類毎に整理した設備区分別の帳簿価額を記載しております。

(5) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

運用費

役務の種類毎に整理した運用費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

共通費

役務の種類毎に整理した共通費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

試験研究費

役務の種類毎に整理した試験研究費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しております。

6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

第二部 計算結果證明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの監査報告書を受領しております。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 39 期事業年度の計算書類として、接続会計に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しております。当社ホームページの事業報告書及び個別注記表をご参照ください。

http://www.kddi.com/corporate/ir/library/jigyo_hokoku/index.html

独立監査人の監査報告書

2023年6月22日

K D D I 株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 田 村 透
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩 崎 亮 一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野 村 尊 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、KDDI株式会社の第39期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の役員別固定資産帰属明細表、移動電気通信役員収支表及びそれらの注記（以下「明細表及び収支表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の明細表及び収支表が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「明細表及び収支表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項—明細表及び収支表作成の基礎

『明細表の注記事項1. 役員別固定資産帰属明細表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役員に関連する固定資産の配賦基準、並びに収支表の注記事項1. 移動電気通信役員収支表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役員に関連する費用及び収益の配賦基準』に記載されているとおり、明細表及び収支表は、KDDI株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

KDDI株式会社は、上記の明細表及び収支表のほかに、2023年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2023年5月8日に会社法の規定に基づく監査報告書を、2023年6月22日に金融商品取引法の規定に基づく監査報告書を発行している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した明細表及び収支表を含む接続会計報告書及び配賦整理書に含まれる情報のうち、

明細表及び収支表並びにその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の明細表及び収支表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

明細表及び収支表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と明細表及び収支表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

明細表及び収支表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して明細表及び収支表を作成することにある。また、明細表及び収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない明細表及び収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

明細表及び収支表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき明細表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

明細表及び収支表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、明細表及び収支表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から明細表及び収支表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、明細表及び収支表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 明細表及び収支表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として明細表及び収支表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において明細表及び収支表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する明細表及び収支表の注記事項が適切でない場合は、明細表及び収支表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 明細表及び収支表の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第三部 接続会計財務諸表

1. 貸借対照表

事業者名 KDDI株式会社

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I 固定資産		(3,792,222)	I 固定負債		(637,846)
A 電気通信事業固定資産		(1,850,702)	1. 社債		310,000
(1) 有形固定資産		(1,543,542)	2. 長期借入金		242,000
1. 機械設備	2,917,998		3. リース債務		31
減価償却累計額	2,403,684	514,315	4. 退職給付引当金		4,471
2. 空中線設備	930,689		5. ポイント引当金		15,499
減価償却累計額	643,027	287,661	6. 完成工事補償引当金		5,145
3. 端末設備	8,820		7. 資産除去債務		38,528
減価償却累計額	7,421	1,400	8. 役員株式報酬引当金		3,135
4. 市内線路設備	225,988		9. 従業員株式報酬引当金		—
減価償却累計額	195,621	30,366	10. その他の固定負債		19,037
5. 市外線路設備	95,884		II 流動負債		(1,322,954)
減価償却累計額	91,818	4,067	1. 1年以内に期限到来の固定負債		121,500
6. 土木設備	62,736		2. 買掛金		47,493
減価償却累計額	52,673	10,063	3. 短期借入金		450,716
7. 海底線設備	47,192		4. リース債務		4
減価償却累計額	45,171	2,020	5. 未払金		499,945
8. 建物	426,534		6. 未払費用		5,028
減価償却累計額	287,967	138,567	7. 未払法人税等		80,200
9. 構築物	91,616		8. 契約負債		41,789
減価償却累計額	73,547	18,069	9. 前受金		13,700
10. 機械及び装置	4,711		10. 預り金		31,964
減価償却累計額	4,442	269	11. 賞与引当金		17,512
11. 車両	3,134		12. 役員賞与引当金		307
減価償却累計額	2,314	820	13. 資産除去債務		—
12. 工具、器具及び備品	102,987		14. 契約損失引当金		6,854
減価償却累計額	86,311	16,675	15. 災害による損失引当金		365
13. 土地		260,677	16. その他の流動負債		5,577
14. 建設仮勘定		258,571	負 債 合 計		(1,960,800)
(2) 無形固定資産		(307,161)			
1. 海底線使用权		897			
2. 施設利用権		12,676			
3. ソフトウェア		278,795			
4. 借地権		1,429			
5. のれん		13,270			
6. その他の無形固定資産		94			
B 附帯事業固定資産		(54,223)			
(1) 有形固定資産	40,608				
減価償却累計額	28,000	12,607			
(2) 無形固定資産		41,615			

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
		(純 資 産 の 部)	
C 投資その他の資産	(1,887,297)	I 株主資本	(4,005,810)
1. 投資有価証券	170,438	1. 資本金	141,852
2. 関係会社株式	1,170,883	2. 資本剰余金	(305,676)
3. 出資金	63	資本準備金	305,676
4. 関係会社出資金	5,742	3. 利益剰余金	(4,105,464)
5. 長期貸付金	3	(1) 利益準備金	11,752
6. 関係会社長期貸付金	61,900	(2) その他利益剰余金	
7. 長期前払費用	343,980	固定資産圧縮積立金	677
8. 繰延税金資産	106,972	特別出資積立金	1,744
9. その他の投資及びその他の資産	42,447	別途積立金	3,488,434
貸倒引当金	△ 15,130	繰越利益剰余金	602,857
II 流動資産	(2,206,262)	4. 自己株式	△547,182
1. 現金及び預金	72,602	II 評価・換算差額等	(31,874)
2. 受取手形	11	1. その他有価証券評価差額金	31,874
3. 売掛金	1,619,822	純 資 産 合 計	(4,037,684)
4. 未収入金	222,814		
5. 貯蔵品	74,749		
6. 前渡金	58		
7. 前払費用	53,821		
8. 関係会社短期貸付金	113,941		
9. その他の流動資産	62,860		
貸倒引当金	△ 14,416		
資 産 合 計	5,998,484	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,998,484

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 損益計算書

事業者名 KDDI株式会社

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,461,576
(2) 営業費用		
1. 営業費	493,277	
2. 運用費	11	
3. 施設保全費	289,581	
4. 共通費	2,058	
5. 管理費	109,489	
6. 試験研究費	5,180	
7. 減価償却費	371,204	
8. 固定資産除却費	15,885	
9. 通信設備使用料	414,882	
10. 租税公課	44,595	
電気通信事業営業利益		1,746,162
II 附帯事業営業損益		715,414
(1) 営業収益		1,319,202
(2) 営業費用		1,411,792
附帯事業営業損失		92,590
営業利益		622,824
III 営業外収益		
1. 受取利息	1,609	
2. 受取配当金	65,881	
3. 為替差益	4,187	
4. 雑収入	72,037	
営業外収益		143,714
IV 営業外費用		
1. 支払利息	1,091	
2. 社債利息	1,125	
3. 雑支出	3,303	
営業外費用		5,520
經常利益		761,018
V 特別利益		
1. 投資有価証券売却益	801	
2. 投資有価証券評価益	115	
特別利益		917
VI 特別損失		
1. 減損損失	1,077	
2. 投資有価証券評価損	1,669	
3. 関係会社株式評価損	282	
特別損失		3,028
税引前当期純利益		758,906
法人税、住民税及び事業税		193,280
法人税等調整額		18,173
当期純利益		547,454

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 個別注記表

事業者名 KDDI株式会社

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
其他有価証券	
市場価格のない株式以外のもの	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等	主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
-----	--

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

機械設備	主として定率法
機械設備を除く有形固定資産	定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備	9年
空中線設備、建物、市内線路設備、構築物、工具器具及び備品	10年～42年

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年～10年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
----------------------------	---------------------------

長期前払費用 定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年以内)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年以内)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

ポイント引当金

将来の「au Ponta ポイントプログラム」等一部のポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

完成工事補償引当金

引渡しを完了した海底ケーブル建設工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、保証期間の無償補償見積額に基づき計上しております。

役員株式報酬引当金

取締役・執行役員・理事に対する当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

従業員株式報酬引当金

管理職社員に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、当社は株式付与 ESOP 信託制度を導入しておりましたが、2022 年 8 月末をもって本制度を終了しております。

賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

災害による損失引当金

2021 年度に発生した震災による被害を受けた資産の復旧等に要する見積額を計上しております。

4. 収益の計上基準

当社における主要な収益認識基準は、以下のとおりであります。

(1) 移動通信サービス

当社の収益は、主にモバイル通信サービスにおける収益と携帯端末販売における収益から構成されております。当社は、お客さまと直接または代理店経由でモバイル通信サービス契約を締結している一方で、携帯端末を主として代理店へ販売しております。

モバイル通信サービスにおける収益は、主に月額基本使用料及び通信料収入（以下「モバイル通信サービス収入」）と契約事務等の手数料収入からなります。モバイル通信サービス収入及び契約事務等の手数料収入は、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。また、通信料金の割引については、毎月のモバイル通信サービス収入から控除しております。

なお、モバイル通信サービス収入にかかる取引の対価は請求日から概ね翌月までに受領しております。

また、携帯端末販売における収益（以下「携帯端末収入」）は、お客さま、または代理店に対する携帯端末及びアクセサリ類の販売収入から構成されております。

上記取引の商流としては、当社が代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じてお客さまと通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社がお客さまに対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。

携帯端末収入については、代理店等に販売後、概ね翌月に受領しております。

① 間接販売

間接販売において、当社が代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、当社は、代理店を本人として取り扱っております。そのため、携帯端末収入は、携帯端末の支配が当社から代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。また、代理店に対して支払う手数料の一部は、代理店へ携帯端末を販売した時点で携帯端末収入から控除しております。

② 直接販売

直接販売の場合、携帯端末収入、モバイル通信サービス収入等は一体の取引であると考えられるため、契約を結合の上、単一の契約として会計処理しております。取引の合計額を携帯端末及びモバイル通信サービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末収入及びモバイル通信サービス収入に配分しております。携帯端末収入に配分された金額は、携帯端末販売時に、モバイル通信サービス収入に配分された金額は、お客さまにサービスを提供した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。

なお、間接販売、直接販売のいずれの場合も、契約事務手数料収入及び機種変更手数料収入は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと合わせて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、重要な更新オプションが存在する期間にわたり収益として認識しております。

これらの取引の対価は契約時に前受けする形で受領しています。

また、モバイル通信サービス収入の請求額に応じて、お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムについては、将来の解約等による失効部分を反映したポイントの見積利用率を考慮して算定された交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、お客さまがポイントを使用し、財またはサービスの支配を獲得した時点で、履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

(2) 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス収入、データ通信サービス収入、FTTH サービス収入、関連する初期工事費用収入からなります。

上記のうち、初期工事費用収入を除いた収入に関するサービスについては、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益計上しております。また、初期工事費用収入は、残存率を基礎とした見積平均契約期間にわたり、収益を認識しています。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

(3) 付加価値サービス

付加価値サービスにおける収益は、主に情報料収入、債権譲渡手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入、電力収入等からなります。情報料収入は当社が単独または他社と共同で運営するウェブサイト上でお客さまに対して提供したコンテンツの会員収入であり、コンテンツサービスを一定期間にわたって提供し経過期間に応じて履行義務が充足されます。また、債権譲渡手数料収入は、コンテンツプロバイダー（以下「CP」）の債権を、当社が通信料金と合わせてCPの代わりにお客さまから回収するため、CPから債権を譲り受けることに対する手数料収入であり、当社がその債権を譲り受けた時点において履行義務が充足されます。電力収入は、電力の小売りサービスにおける収入であり、電力サービスを提供した時点において履行義務が充足されます。これらの収入については、お客さまとの契約に基づいて識別された履行義務が時の経過またはお客さまにサービスを提供した時点に基づいて充足されるため、個々の契約内容に基づき、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

当社は、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益をお客さまから受け取る対価の総額で表示するか、またはお客さまから受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額で表示するかを判断しております。これらの判断にあたっては、当社が契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、在庫リスクを負っているか、価格決定権を有しているか等を総合的に勘案しております。ただし、総額または純額、いずれの方法で表示した場合でも、営業利益及び当期純利益に影響はありません。

主に、債権譲渡手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入のサービスにおいて、当社は、契約等で定められた料率に基づいて手数料を受け取るのみであり、価格決定権は無く、また、コンテンツサービスを行うプラットフォームを提供するのみであるため、当該サービスについて、お客さまに移転される前に、当社がサービスを支配していません。そのため、当社は仲介業者または代理人として位置付けられることから、純額で表示しております。

これらの取引の対価は、履行義務の充足後、概ね1ヶ月から3ヶ月以内に受領しております。

(4) ソリューションサービス

ソリューションサービスにおける収益は、主に機器販売サービス、エンジニアリングサービス、マネジメントサービスからなります（以下「ソリューションサービス収入」）。ソリューションサービス収入は、履行義務が充足されるお客さまに納品もしくはサービスを提供した時点で、お客さまから受け取る対価に基づき収益を認識しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

(5) グローバルサービス

グローバルサービスは主にソリューションサービス、携帯電話サービスから構成されております。

携帯電話サービスにおける収益は、携帯端末収入及びモバイル通信サービス収入からなります。携帯端末収入は、携帯端末販売時に、モバイル通信サービス収入は、お客さまにサービスを提供した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度計上額

当事業年度の計算書類に計上した金額は、1,170,883百万円であります。

(2) その他の情報

市場価格のない関係会社株式は、取得価額と実質価額とを比較し、関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、おおむね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、関係会社株式評価損を計上しております。実質価額に超過収益力を加味する場合には、将来の事業環境について合理的に予測可能な範囲で最善の見積りを行い、経営者によって承認された事業計画に基づき、超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無を判断しております。なお、当社は、実質価額を将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出しており、異なるタイプの収益予想とそれに対する売上原価、販売費及び一般管理費等のコストの変動予想に基づいた事業計画、成長率、及び税引前割引率を重要な仮定として設定しております。実質価額の算定に使用した主要な仮定が変更された場合に関係会社株式評価損が発生するリスクがありますが、当社において、事業計画、成長率及び割引率が合理的な範囲で変化したとしても、重要な関係会社株式評価損が発生する可能性は低いと判断しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式 768百万円

(注) 持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電株式会社の当事業年度末における金融機関借入金残高9,725百万円に対して、同社株式を担保に供しております。

2. 偶発債務

(1) 卸電力売買契約等に対する保証 12,058百万円

(2) 事業所等賃借契約等に対する保証 2,227百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権 61,989百万円

短期金銭債権 338,183百万円

長期金銭債務 226百万円

短期金銭債務 561,736百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳累計額 14,722百万円

5. 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、関係会社との間で資金支援及び余資預りを行っております。当該業務における貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりであります。

貸出極度額の総額 290,980百万円

貸出実行残高 111,432百万円

未実行残高 179,547百万円

なお、上記業務は、関係会社の財政状態と資金繰りを勘案し実行しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	325,561 百万円
関係会社に対する営業費用	585,234 百万円
関係会社に対する営業取引以外の取引高	122,276 百万円

2. 減損損失

1,077 百万円

当事業年度において、当社は主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。
当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
通信設備、遊休資産等 (東京他)	主として電気通信事業用	機械設備等	1,077

当事業年度において、通信設備の一部を含む稼働率が低下している資産及び遊休資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 1,077 百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、機械設備 931 百万円、その他 146 百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。時価の算定は売却見込額等によっており、売却や他への転用が困難な資産は 0 円としております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	賞与引当金	6,011
	貸倒引当金繰入超過額	7,442
	ポイント引当額	7,088
	未払費用否認額	2,160
	減価償却費超過額	36,553
	資産除去債務	11,790
	固定資産除却損否認額	2,130
	棚卸資産評価損否認額	1,241
	未払事業税	4,622
	減損損失否認額	10,441
	前受金否認額	985
	関係会社株式評価損	22,436
	その他	21,869
繰延税金資産合計	134,768	
繰延税金負債	退職給付引当金	△11,740
	その他有価証券評価差額金	△14,054
	企業結合における交換利益	△1,455
	その他	△547
繰延税金負債合計	△27,796	
繰延税金資産の純額	106,972	

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入により手当てしております。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社では、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。また、借入金に関しては、営業取引に関わる資金を除き、長期借入金（固定金利）で調達しており、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注）2参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 売掛金	1,619,822		
貸倒引当金（※1）	△14,416		
	1,605,406	1,605,406	—
(2) 未収入金	222,814	222,814	—
(3) 有価証券	2,781	2,781	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	114,923	114,923	—
(5) 関係会社短期貸付金（※2）	111,432	111,432	—
(6) 関係会社株式	87,233	160,842	73,609
(7) 関係会社長期貸付金（※3）	64,409	61,282	△3,127
資産計	2,208,998	2,279,480	70,482
(8) 買掛金	47,493	47,493	—
(9) 短期借入金	450,716	450,716	—
(10) 未払金	499,945	499,945	—
(11) 未払法人税等	80,200	80,200	—
(12) 預り金	31,964	31,964	—
(13) 社債（※4）	380,000	379,031	△969
(14) 長期借入金（※4）	293,500	292,639	△861
負債計	1,783,817	1,781,987	△1,830

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限の到来する固定資産に含まれている関係会社長期貸付金を除いております。

※3. 1年以内に期限の到来する固定資産に含まれている関係会社長期貸付金を含めております。

※4. 1年以内に期限到来の固定負債に含まれている社債及び長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 売掛金、(2) 未収入金、(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券、(6) 関係会社株式

これらの時価については、有価証券（投資信託）は基準価額によっており、株式は取引所の価格によっております。

(7) 関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 買掛金、(9) 短期借入金、(10) 未払金、(11) 未払法人税等、(12) 預り金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(13) 社債、(14) 長期借入金

社債時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 市場価格のない金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 非上場株式等	55,515
関係会社株式 非上場株式等	1,083,650
関係会社出資金	5,742

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
関係会社長期貸付金	-	35,192	29,217

(注) 4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
社債	70,000	220,000	90,000
長期借入金	51,500	229,000	13,000
合計	121,500	449,000	103,000

(持分法損益に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	115,140 百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	255,290 百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	4,569 百万円

(注) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額及び持分法を適用した場合の投資利益の金額は、会社計算規則第120条の規定に基づき、指定国際会計基準に準拠したものです。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中部テレコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	38,816	中部地方における電気通信事業(固定通信サービス)	所有 直接 80.5%	資金の援助 役員の兼任	資金の借入 (注1) 利息の支払	9,564 107	関係会社 長期借入金 関係会社 短期借入金 未払金	— 87,192 1,053
子会社	au エネルギー&ライフ株式会社	東京都千代田区	100	au でんきをはじめとする電力小売事業の運営	所有 間接 100%	資金の援助 役員の兼任	料金回収の受託	— (注2)	未払金	73,279
子会社	au フィナンシャルサービス株式会社	東京都港区	22,370	クレジットカード事業、決済代行事業	所有 間接 98.5%	資金の援助 役員の兼任	決済代行業の委託	— (注3)	未収入金	82,675
子会社	au ペイメント株式会社	東京都港区	496	電子マネーの発行及び販売、電子決済サービスの提供	所有 間接 100%	役員の兼任	管理業務の委託	— (注3)	未収入金	80,101
関連会社	UQ コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区	71,425	電気通信事業(WiMAX サービス、MVNO 事業)	所有 直接 32.3%	資金の援助 役員の兼任	資金の借入 (注1) 利息の支払	46,977 86	関係会社 長期借入金 関係会社 短期借入金 未払金	— 96,941 10,233

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付・借入については、資金需要の性格に合わせて期間設定し、貸付利率は市場金利を勘案して貸付・借入期間に対応する利率を合理的に決定しております。また、グループ内の効率的な資金運営を目的として行っているため、担保の提供等は受けておりません。なお、資金の貸付・借入の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。
- (注2) 未払金に関する取引については、エンドユーザーの利用額であり、同社に対するものではないため、取引金額は記載しておりません。
- (注3) 未収入金に関する取引については、エンドユーザーに対する売上であり、同社に対するものではないため、取引金額は記載しておりません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,871円79銭
2. 1株当たり当期純利益	250円71銭

(注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託(以下、信託)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
なお、当事業年度において信託が所有する期末自己株式数及び期中平均株式数は、1,319,384株、1,906,409株であります。

(企業結合等に関する注記)

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

- (i) au エネルギーホールディングス株式会社
- (ii) au エネルギー&ライフ株式会社

(2) 分離した事業の内容

- (i) エネルギー事業子会社の管理事業及び事業戦略の企画・立案・推進
- (ii) au でんきをはじめとする電力小売事業の運営

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、2016年4月の電力小売自由化に伴い、電力小売事業へ参入して以来、エネルギー事業を拡大しております。

脱炭素社会の実現に向け、エネルギー関連の事業環境の変化が予見される中で、本事業を分離・独立事業化し、当社連結子会社へ承継させることにより、意思決定ならびに事業展開を加速し、事業環境の変化へ迅速に対応した機動的なサービスの提供を行うことで、本事業の成長を促進することを目的とするものであります。

(4) 事業分離日

2022年7月1日

(5) 分離の法的形式

当社を分割会社とし、2022年7月1日付で、au エネルギーホールディングス株式会社及びau エネルギー&ライフ株式会社を承継会社とする無対価吸収分割（簡易分割）

2. 実施した会計処理の概要

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額

- (i) au エネルギーホールディングス株式会社

(単位：百万円)

項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
資産	51,740	負債	—

- (ii) au エネルギー&ライフ株式会社

(単位：百万円)

項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
資産	53,270	負債	49,530

3. 分離した事業が含まれている報告セグメント

パーソナルセグメント及びビジネスセグメント

4. 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る売上高

- (i) au エネルギーホールディングス株式会社

分離する事業における売上高はありません。

- (ii) au エネルギー&ライフ株式会社

売上高：60,026 百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

4. 役務別固定資産帰属明細表

注記事項

事業者名 KDDI株式会社

事業年度 自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

(単位 百万円)

役務の種類	移動電気通信役務							移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計	
	音声伝送役務			データ伝送役務			小計			
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計				
電気通信事業固定資産										
有形固定資産										
機械設備	取得価額	613,002	-	613,002	1,512,025	-	1,512,025	2,125,027	792,971	2,917,998
	減価償却累計額	498,679	-	498,679	1,245,531	-	1,245,531	1,744,210	659,473	2,403,684
	帳簿価額	114,323	-	114,323	266,494	-	266,494	380,817	133,498	514,315
空中線設備	取得価額	300,594	-	300,594	626,243	-	626,243	926,836	3,852	930,689
	減価償却累計額	205,253	-	205,253	434,181	-	434,181	639,434	3,594	643,027
	帳簿価額	95,341	-	95,341	192,062	-	192,062	287,403	258	287,661
端末設備	取得価額	72	-	72	158	-	158	231	8,590	8,820
	減価償却累計額	48	-	48	105	-	105	153	7,268	7,421
	帳簿価額	24	-	24	53	-	53	78	1,322	1,400
市内線路設備	取得価額	6	-	6	13	-	13	19	225,968	225,988
	減価償却累計額	6	-	6	12	-	12	17	195,604	195,621
	帳簿価額	1	-	1	1	-	1	2	30,364	30,366
市外線路設備	取得価額	1,923	-	1,923	4,008	-	4,008	5,931	89,953	95,884
	減価償却累計額	1,440	-	1,440	3,032	-	3,032	4,471	87,347	91,818
	帳簿価額	484	-	484	977	-	977	1,460	2,607	4,067
土木設備	取得価額	218	-	218	454	-	454	672	62,064	62,736
	減価償却累計額	123	-	123	263	-	263	386	52,287	52,673
	帳簿価額	95	-	95	191	-	191	286	9,777	10,063
海底線設備	取得価額	-	-	-	-	-	-	-	47,192	47,192
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	45,171	45,171
	帳簿価額	-	-	-	-	-	-	-	2,020	2,020
建物	取得価額	80,338	-	80,338	167,202	-	167,202	247,540	178,994	426,534
	減価償却累計額	56,511	-	56,511	119,203	-	119,203	175,713	112,253	287,967
	帳簿価額	23,827	-	23,827	47,999	-	47,999	71,826	66,741	138,567
構築物	取得価額	26,108	-	26,108	54,375	-	54,375	80,483	11,133	91,616
	減価償却累計額	21,013	-	21,013	44,112	-	44,112	65,125	8,423	73,547
	帳簿価額	5,095	-	5,095	10,263	-	10,263	15,359	2,710	18,069
機械及び装置	取得価額	620	-	620	1,297	-	1,297	1,917	2,794	4,711
	減価償却累計額	554	-	554	1,161	-	1,161	1,714	2,728	4,442
	帳簿価額	67	-	67	136	-	136	203	66	269
車両及び船舶	取得価額	1,001	-	1,001	2,085	-	2,085	3,086	48	3,134
	減価償却累計額	731	-	731	1,542	-	1,542	2,273	41	2,314
	帳簿価額	270	-	270	543	-	543	813	7	820
工具、器具及び備品	取得価額	22,653	-	22,653	47,721	-	47,721	70,374	32,612	102,987
	減価償却累計額	18,768	-	18,768	39,762	-	39,762	58,530	27,781	86,311
	帳簿価額	3,885	-	3,885	7,959	-	7,959	11,844	4,831	16,675
土地	取得価額	57,245	-	57,245	119,226	-	119,226	176,471	84,207	260,677
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帳簿価額	57,245	-	57,245	119,226	-	119,226	176,471	84,207	260,677
建設仮勘定	取得価額	72,630	-	72,630	153,584	-	153,584	226,214	32,357	258,571
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帳簿価額	72,630	-	72,630	153,584	-	153,584	226,214	32,357	258,571
有形固定資産合計	取得価額	1,176,411	-	1,176,411	2,688,392	-	2,688,392	3,864,803	1,572,735	5,437,538
	減価償却累計額	803,125	-	803,125	1,888,902	-	1,888,902	2,692,027	1,201,969	3,893,996
	帳簿価額	373,286	-	373,286	799,490	-	799,490	1,172,776	370,766	1,543,542
無形固定資産合計	帳簿価額	80,968	-	80,968	179,049	-	179,049	260,017	47,144	307,161
電気通信事業固定資産合計		454,254	-	454,254	978,539	-	978,539	1,432,793	417,910	1,850,702

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日 総務省令第24号）に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準

電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

5. 移動電気通信役務収支表

事業者名 KDD I 株式会社

事業年度 自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

(単位 百万円)

役務の種類		営業収益	営業費用										営業利益	摘要	
			営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	減価 償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料	租税 公課			
移動 電気 通信 役務	音声伝送役務 (携帯電話)	638,680	496,860	180,705	0	71,255	720	40,334	1,381	83,103	3,385	104,757	11,221	141,820	
	データ伝送役務 (携帯電話・ BWA)	1,328,113	826,172	223,827	0	151,802	949	53,482	2,597	192,717	7,177	168,135	25,486	501,940	
	小計	1,966,793	1,323,033	404,532	0	223,057	1,669	93,816	3,978	275,819	10,563	272,891	36,707	643,760	
移動電気通信役務 以外の電気通信役務		494,783	423,129	88,744	11	66,524	389	15,673	1,202	95,384	5,322	141,990	7,888	71,654	
合計		2,461,576	1,746,162	493,277	11	289,581	2,058	109,489	5,180	371,204	15,885	414,882	44,595	715,414	/

注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年 3 月 31 日 総務省令第 24 号）に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準

電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、第二種指定電気通信設備接続会計規則第 8 条において準用する電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第三に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

(2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/setsuzoku_kaikei/index.html

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令（電気通信事業法施行規則第23条の9の2第2項）で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第23条の9の2第3項）で規定し、告示（「電気通信事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（令和元年総務省告示第181号））で指定された次の電気通信設備。

- 1 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第3項第1号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものを除く。）
- 2 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第3項第1号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 電気通信事業法施行規則第23条の9の2第3項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2号から前号までに掲げるものを除く。）

役務の種類

二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ その他（移動電気通信役務のうちデータ伝送役務の中のひとつの役務）